

## 令和2年度 渡嘉敷村低炭素な村づくり推進事業 企画提案仕様書

1. 本仕様書は、渡嘉敷村総務課（以下「甲」という）が委託する令和2年度 渡嘉敷村低炭素な村づくり推進事業（以下「本業務」という）に適用し、受託者（以下「乙」という）が行う本業務に関して、必要な事項を定めるものとする。

### 2. 事業の目的

低炭素社会への転換を推進し、地球温暖化対策へ寄与するとともに、防犯灯・街灯における二酸化炭素排出量を削減するため、村内既存の防犯灯・街灯（水銀灯、蛍光灯）等を環境負荷の少ないLED照明等への切替えを実施する。

企画提案及び事業の実施体制については、新型コロナウイルス感染症の感染防止、感染拡大による影響等も十分に留意した上で実施する。

### 3. 業務の概要

#### (1) 業務の名称

令和2年度 渡嘉敷村低炭素な村づくり推進事業

#### (2) 契約期間

契約日の翌日から2021年3月15日までの間に定める

#### (3) 履行場所

渡嘉敷村地内

#### (4) 業務内容

#### 渡嘉敷村防犯灯・街灯（水銀灯・蛍光灯）LED化切替調査及び設計業務

村内の防犯灯・街灯（水銀灯、蛍光灯、その他）の調査及び新たな設置箇所の選定と撤去について調査等を行い、LED化への切替工事設計を行う。

- ・ 村内既存防犯灯及び街灯数 約105灯

内訳

渡嘉敷 61灯（水銀灯55灯 蛍光灯6灯）

渡嘉志久 7灯（水銀灯2灯 蛍光灯1灯 ハロゲン灯3灯 その他1灯）

阿波連 37灯（水銀灯32灯 蛍光灯5灯）

- ・ 景観に配慮した新たなLED設置への提案。
- ・ 必要に依りて、新設についても提案に含めることとする。
- ・ 新設LED灯は電力柱及びNTT柱への共架。  
（但し、共架柱なしの箇所については、コンクリート柱新設とする。）

- 電力会社及びNTTへの設置許可及び申請等手続き。  
(電力契約照合・電力契約申込、共架申請等)
- 既設単独照明柱は劣化により撤去とする。
- 調査及び設置箇所と撤去についての調査等に関して、住民説明会の開催。(2回程度) ※その際の宿泊費、交通費についても見積もりに含めること

#### 4. 業務実施における留意事項

本業務の実施にあたって、乙は、次の事項に留意すること。

##### (1) 実施体制

本事業委託に必要な専門性や経験を有する業務責任者を置き、円滑な事業運営を図ること。また、これら業務に従事する者に対して必要な労務管理を行うこと。

##### (2) 会場及び備品

本事業委託に係る集いは甲が島内の指定する場所で行うものとし、会場使用費は無料とする。

また、会議を行うにあたり必要となる備品(プロジェクター及びスクリーン等)は可能な限り甲が所有するものを利用するものとするが、必要に応じ、乙が調達する(備品購入は原則として認めない)ものとする。

##### (3) 連絡体制

乙は、甲との連絡・調整が速やかに行えるよう、明確な連絡・調整体制を整えること。また、甲と綿密に打ち合わせを行い、進捗に応じて、その都度必要な情報提供を行うこと。

##### (4) 再委託などの制限

乙は、業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、事前に協議して、甲の承認を得た場合は、その限りではない。

##### (5) 書類の提出

乙は、業務に着手するときは、次の書類を提出し、その承認を受けなければならない。

- ①業務着手届
- ②業務工程表
- ③担当技術者通知書

## (6) 業務の完了

乙は、業務が完了したときは、遅延なく業務完了届及び成果品並びに成果物引渡書を提出しなければならない。

(成果品)

①渡嘉敷村防犯灯 LED 化切替調査及び設計業務	A4版 3部
	A2版 3部
②同上 概要版	任意様式による
③上記の電子データ	CDメディア等 1式
④その他 調査資料	1式

## 5. 注意事項

提案内容については、以下の点に留意すること。

- ・ 契約候補者として選定された場合においても、提案のあった企画の内容をすべて実施することを保証するものではない。
- ・ 本仕様書に記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の契約の仕様書とは異なる場合がある。
- ・ 本仕様書記載の業務内容については、実施段階において、予算や諸事情によって変更することがある。
- ・ 業務を実施するにあたり、委託業務全体を統括し必要に応じて渡嘉敷村総務課と速やかに連携を行うなど事業を円滑に履行することが出来るよう、担当者を 1 名以上配置すること。

## 6. その他

乙は、この業務により知り得た事項及び貸与された資料の内容を他に漏らしてはならない。

本仕様書に規定のない事項について疑義が生じたときは、甲、乙協議の上決定する。